



株式会社 道の駅あきたかた 決算状況の未提出について

1. 趣旨

地方自治法に基づき、市議会へ提出すべき「株式会社 道の駅あきたかた」の経営状況説明書類の提出を怠っていた。

※地方自治法第243条の3第2項

普通地方公共団体の長は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものについて、毎事業年度、その経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

※「政令で定めるもの」とは…地方自治法施行令第152条第1項第2号

当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

2. 提出を怠っていた書類

株式会社 道の駅あきたかた 決算状況書類

3. 未提出の件数

1件【第1期（平成31年4月1日～令和元年12月31日）】

4. 原因

株式会社 道の駅あきたかたは、平成31年4月1日に設立し、令和元年12月31日を決算期として、令和2年3月19日に行われた株主総会においてその決算が承認された。これを受けて、次の議会に報告すべきであったが、これを怠った。

原因としては、道の駅三矢の里あきたかたの竣工式を令和2年4月14日に行い、この式典をもって道の駅三矢の里あきたかたに関する一連の事務を、政策企画課から商工観光課へ所管替えした。その際、決算状況書類についての引継ぎは行っていたが、法令に基づく市議会への書類の提出の確認が漏れており書類の提出を失念した。

5. 対応状況

未提出の決算状況書類を令和2年12月15日付で提出した。

6. 再発防止策の徹底

- 1) 法令に基づき提出すべき書類を確認するとともに、チェックリストの作成等法令の順守を徹底する。
- 2) 事務引継ぎの際には、内容を十分確認し行う。

【本件に係る市長コメント】

今回の事案に関して、市として深くお詫び申し上げます。

度重なる法令違反の事実を重く受け止め、再発防止に取り組みます。